

震災から文化財登録制を考える

神戸大学教授 足立裕司



文化財登録制が施行されたのは阪神大震災後一年ほど経った頃であったと記憶している。震災というかつて経験したことのない事態に遭遇し、未指定というだけで次々と取り壊されていく名建築を目の当たりにして、せめて欧米のような歴史的建造物の登録制度があればと切歯扼腕したことを今も覚えている。ようやく登録制が施行されたときは、震災後の事態には間に合わないにしても、今後の成果に大きな期待を抱いたものである。しかし、震災後の状況を調査し、今日に至る登録制の遂行の状況をみたま時、事態はそれほど楽観できな思っている。ここでは震災後の経験を踏まえながら、文化財登録制の現況と今後への期待を記しておきたい。

震災後、歴史的建造物の雪崩を打ったような取り壊しが始まり、今に至っても止まらない。一般には、そうした事態を震災という不可抗力の天災に帰してしまうのだが、私は震災前の文化財保護の体制にも遠因があったと考えている。なぜなら、歴史的建造物の取り壊しの傾向は震災前から起こっていた事態であり、地震はその傾向を加速したに過ぎないからである(註1)。震災後の混乱した状況で

は、文化財保護といっても普通の体制を延長することくらいしか望まず、その体制の外で進向していた歴史的建造物の取り壊しの動向を止めることはできなかった。それは、公共財としての歴史的建造物に対する認識が、結局のところ持ち主だけでなく行政の側にも欠けていたと言え換えてもよい。

登録制は、その制度の趣旨として「手厚い保護」を目的としてつくられたものではなく、歴史的建造物の公共性とその重要性を周知させることを大きな目的としている。その趣旨からすれば、上記のような事態を変えていくには格好の制度といえるのだが、残念ながらまだまだ数が少なすぎる。確かに旧来の文化財制度の指定状況からみれば、施行後五年で一〇八七カ所(二四七一件)は多いようにみえるが、単純に一県当たりに勘定してもまだ二〇カ所(五〇件)程度に過ぎない。指定された物件をすべて近代建築と考えても、日本建築学会の作成した『日本近代建築総覧』に記載された一万件以上のほる件数の数分の一に過ぎず、この間に失われた数を勘案すると明らかに少なすぎる(註2)。

兵庫県下を例にとっても三二カ所(七二

件)しかなく、そのほとんどが神戸市に集中している状況である。これは登録していく熱意、または体制が地方に備わっていないことと、あまりに数が少ないために、制度に盛り込まれている折角の優遇措置が一般には理解されず、持ち主からの自主的な申請が期待できないためである。

これを解決するには、まず登録の本来の趣旨からも、候補となる建造物のリストを作成し公表することが先決であると考えられる。まずリスト、何をいってもリストの存在、それが文化財行政全体の成否さえ左右する。それが震災から得た一番の教訓でもある。そのためには国が予算をつけてリストを作成することが望まれるが、おそらく再調査をしていると時間がかかるので、『日本近代建築総覧』などの手持ちのリストを統合して取りあえず登録制に準ずる建造物として国がオーソライズするのが近道であろう。もちろん最初から完全なリストなど必要ではなく、むしろ地方と協力して毎年更新していくという作業こそが重要である。リストを補完する作業を通じて逆に現時点での状況の把握が可能となるからである。できればリストには国宝、重文も含めた地域の歴史的建造物を網羅し、地域の歴史的資産リストとして住民に提示し、当面の保護の到達目標を設定できればもっと効果的であろう。

候補のリストができれば次は実際の登録で

あるが、周知のように申請の調書を作成する体制が整っていないことが問題として挙げられる。自前で図面、調書を作成できる自治体はほとんどないので、従来委嘱されている文化財審議委員との役割の再確認を含め、協力者の組織化が必要となろう。

登録文化財の登録に関して気に掛かる傾向は、登録の質を心配するあまり、地域の担当者が自主規制をしてしまうことである。一度認めてしまうと、際限なく身近なものに及ぶのではという懸念からの配慮であろうが、身近な歴史的環境を重視し保護するという発想からは、あまり益のないことである。今、この制度の成否を考えるなら、むしろどうしたら登録の幅を広げることができるかを考えるべきであろう。

また、上記の裏返しのこととして、旧来の文化財の与件を満たしているものでさえ登録で片づけるという傾向もみられる。登録制は修理のための予算措置を伴わないので、維持に大きな費用を必要とする近代建築に向いている。しかし地域の指定文化財の可能性のあるものまで何でも登録制で処理するのはどうだろう。指定制度と登録制度の違いを踏まえ、少し長い眼で見た保護の指針を策定することが望まれる。そのために先に記した全体像の分かるリストは必須のものである。

登録が円滑に進むようになれば、問題になるのが維持・管理の体制である。兵庫県下で

は、まだリストすらできていないというのにヘリテージマネイジャーの制度を立ち上げるという先駆的試みに挑戦している。この兵庫県の制度が評価できるのは、従来の文化財行政を越えて、広く町づくりや地域興しと連携を図ろうとしているところである。その成否は今後の成果を見守るしかないが、彼らの活躍の場は登録文化財が飛躍的に増大すれば、自ずと見いだされるのであろう。

維持・管理に関して、日本建築学会では少し違う意図で登録文化財の資格制度を推進しようとしているが、資格制度は諸刃の剣であり、慎重な対処が望まれる(註3)。また、登録文化財の数が少ないと言ったこともあって、従来の文化財主任制度を準用しているところもあるが、歴史的建造物の持ち主が震災後に求めていたのは、身近な町医者のような存在としての相談相手であり、そうした意識をもった人達を育てて行くには、建築士を巻き込んだオープンな体制が必要である。

最後になったが、登録制について考えるとき、いつも思い浮かぶのがアメリカの制度である。震災後、カリフォルニア州を視察し、歴史的建造物の保護の体制の合理性に驚かされたものである。本格的に保護に取り組んでまだ半世紀もたないというのに、先の二度の地震の経験を活かし、登録制度を含めた保護の体制は確固たるものになっている(註4)。また、集集地震後は台湾でも登録制度が

導入され、運用が始まっている(註5)。

さらにヨーロッパを中心として、世界はすでにDOCOMOMOの活動に見られるように、文化財の対象は現代建築に及んでいる。日本の文化財登録制も次代を見据え、より柔軟で積極的な運用が望まれる。

〈註〉

註1 足立裕司「歴史的風景の被災と復興―居留地・栄町通界隈」日本建築学会「阪神・淡路大震災調査報告10」所収、三八五―三八九ページ

註2 兵庫県下の事例では、『近代建築総覧』にリスト化された件数が三九三件であったが、三年後の新訂時には二七件が失われ、二年後の地震前には総数の三六％に当たる一四三件が取り壊され、震災後三年を経た一九九八年の時点では四八％が失われている。毎年三％が失われていると、数字上は地震は関係なかったようにも解釈できる。足立裕司「近代建築総覧追補―兵庫県」(その1)、『建築雑誌』一九九八年三月、五四―五七頁参照

註3 日本建築学会歴史的建造物保存ワーキング・グループ編「歴史的建造物の保存に関する専門家の資格・資質をめぐって」二〇〇〇年九月参照

註4 足立裕司「アメリカに於ける歴史的建造物の保存と対策」『月刊文化財』一九九六年二月初出

註5 阪神・淡路大震災と歴史的建造物「思文閣刊」再録

足立裕司、村上裕道他「歴史的建造物の被害と修復」一九九九年台湾・集集地震調査報告」所収、日本建築学会刊

登録有形文化財(建造物)の活用